

第6章 景観遺産・重要公共施設

1. 景観遺産

これまでの津和野町環境保全条例における保存建物及び保存記念物を中心として、町内景観のうち優れた景観、個性的な景観については、『景観遺産』として指定し、その保全と維持管理の推進を図ります。



(1) 景観建造物の指定の方針

〔景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）〕

① 景観建造物の指定

良好な景観形成に寄与する建造物について、津和野町では独自に「景観建造物」を定めま

す。今後は、景観法（第8条第2項第4号）に規定する「景観重要建造物」として指定すべき建造物について、随時検討を進めていきます。

なお、文化財保護法の規定により重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物に指定・仮指定されているものは、対象外とします。

また、景観建造物として整理し、所有者等との協議により承諾が得られた建造物については、景観重要建造物として指定を進めていきます。

景観建造物…景観形成上重要な建造物を景観建造物とします

② 景観建造物に関する方針

■基本方針

ア 目的

- 津和野町の優れた景観要素であり、地域の象徴として重要な建造物を「景観建造物」として選定し、指定します。

- 地域に受け継がれてきた建造物を保全し、地域資源・景観資源として活用しながら、次世代へ継承していくことが望まれます。こうした建造物は町民にとって貴重な歴史文化資産であり、外観が特に優れたものについては、適切に保全し後世に伝えていく必要があります。
- 地域の景観構成の中心となる建造物について、その保全と継承を図るため、景観計画に基づく町独自の指定対象として「景観建造物」を定め、方針を示します。

イ 方針

- 町内には、従前の環境保全条例に基づく「保存建物」及び「保存記念物」が指定されています。当計画では、この基本的姿勢を継承しつつ、これらを景観建造物として発展させるとともに、所有者の意向を踏まえながら景観建造物の指定を進めていきます。

ウ 指定基準

- 外観が景観づくりにおいて特に優れており、次の各号のいずれかに該当する建造物について、景観建造物として指定するための調整を行います。
- また、特に重要な建造物については、所有者等との調整を経て、景観法（第19条第1項）に規定する景観重要建造物としての指定を行います。

■指定に際しての取扱い

- ア 公共的な場所から容易に眺められる位置にある建造物を対象とします。
- イ 建造物と一体となった庭園などの敷地や、土塀・石垣などの画地構造物・工作物が良好な景観形成に寄与している場合には、これらを含めて一体的に指定します。
- ウ 指定にあたっては、あらかじめ所有者の意見を聴取し、その意向を尊重することを基本とします。

■指定基準

- ア 町内の身近な建造物で、地域で広く親しまれているもの
- イ 優れたデザインを有する建造物
 - 景観や空間創造、造形の規範となる建造物
- ウ 優れた技術が用いられている建造物
- エ 再びつくることが困難な貴重な建造物
- オ 歴史的景観や地域の個性的な景観に寄与しているもの
 - 歴史的な様式を継承した建造物や、地域のシンボリック的存在となっている建造物
- カ まとまりのある一体的・総合的な景観形成に寄与しているもの
 - 町並みなど、周辺と調和した一体的・総合的な景観づくりに寄与する建造物

(2) 景観樹木の指定の方針

〔景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）〕

① 景観樹木の指定

良好な景観形成に寄与する樹木について、津和野町では独自に「景観樹木」を定めます。今後は、景観法（第8条第2項第4号）に規定する「景観重要樹木」として指定すべき樹木について、随時検討を進めていきます。

なお、文化財保護法の規定により天然記念物等に指定・仮指定されているものは、対象外とします。

基本的には、個別の樹木を対象とします（樹林等の群生植物については文化的景観の対象とし、一部の草花については今後の検討項目とします）。

また、景観樹木として整理し、所有者等との協議により承諾が得られた樹木については、景観重要樹木として指定を進めていきます。

景観樹木…景観形成上重要な樹木を景観樹木とします

② 景観樹木に関する方針

■基本方針

ア 目的

- 津和野町の優れた景観要素であり、地域の象徴として重要な樹木を「景観樹木」として選定し、指定します。
- 町内の身近な樹木で、地域の人々に親しまれているもの、地域を代表するもの、希少・貴重なもの、歴史的または文化的価値をもつ地域資産としての樹木、さらには地域の個性的な景観に寄与し、総合的な景観形成に重要な役割を果たしている樹木は、津和野の景観を支える重要な存在です。これらの樹木は、地域の風土や景観を守り、地域資源・景観資源として活用しながら次世代へ継承していくことが望まれます。また、町民にとって貴重な歴史文化資産でもあり、適切に保全し後世に伝えていく必要があります。
- 地域の景観構成の中心となる樹木について、その保全と継承を図るため、景観計画に基づく町独自の指定対象として「景観樹木」を定め、方針を示します。

イ 方針

- 町内には、従前の環境保全条例に基づき「保存記念物」が指定されています。当計画では、この基本的姿勢を継承しつつ、これらを景観樹木として発展させるとともに、所有者の意向を踏まえながら景観樹木の指定を進めていきます。
- 地域のシンボルとなっている樹木や、町並みなどのまとまりある景観形成に寄与する樹木など、景観づくりのうえで重要な樹木についても指定を行います。

ウ 指定基準

- 外観が景観づくりにおいて特に優れており、次の各号のいずれかに該当する樹木について、景観樹木として指定するための調整を行います。
- また、特に重要な樹木については、所有者等との調整を経たうえで、景観法（第19条第1項）に基づく景観重要樹木として指定します。

■指定に際しての取扱い

- ア 公共的な場所から容易に眺められる位置にある樹木を対象とします。
- イ 指定にあたっては、あらかじめ所有者の意見を聴取し、その意向を尊重することを基本とします。
- ウ 樹林、社叢、森などの複数の樹木・樹木群については、文化的景観として指定します。

■指定基準

- ア 町内の身近な樹木で、地域で広く親しまれているもの
 - 地域で育まれてきた巨樹・大樹、地域住民に長く親しまれてきた樹木
- イ 地域を代表する樹木
 - 地域を代表する樹木、農業生産など文化的景観づくりにおいて重要なシンボル性をもつ樹木
 - 地域の風土景観を形成するうえで重要な樹木や、希少で自然価値の高い樹木
- ウ 歴史的景観、地域の個性的な景観に寄与しているもの
 - 歴史的価値・文化的価値が高い樹木、または歴史的価値が高くなくても地域住民に親しまれているシンボリックな樹木
- エ 町並みなど、まとまりのある一体的・総合的な景観づくりに重要な樹木
 - 緑豊かな町並み景観など、周辺と調和した一体的・総合的な景観形成に寄与する樹木

(3) 生活文化景観の指定の方針

① 生活文化景観の指定

地域における人々の営みによって形成されてきた、その地域特有の生活や生産の風景などを、当計画では「文化的景観」と位置づけます。

ただし、文化財保護法に基づき指定・仮指定されているもの、また当計画で保存建造物や保存樹木・保存記念物等として指定されているものは対象外とします。

なお、指定にあたっては、所有者または管理者との調整を行い、その承諾を得たものを対象とします。

生活文化景観…地域の生活や文化・風習等により形成された風土の景観のうち、景観形成上重要なものを生活文化景観として指定します

② 生活文化景観の方針

■基本方針

ア 目的

- 津和野町環境保全条例に基づく生活文化景観の指定

これまでの津和野町環境保全条例では、保存計画を必要とする「その他指定物件」として主水畑等を指定してきました。これら町固有の文化的景観については、今後も継続的な保存と維持管理が必要であることから、本計画では特に重要な文化的景観を「生活文化景観」として指定します。

- 津和野らしい個性的で豊かな景観形成の推進

津和野町の景観を特徴づける集团的景観や文化的景観のうち、保存・継承が特に重要なものを生活文化景観として指定し、町らしい景観形成を図ります。

イ 方針

- 景観法及び文化財保護法に基づく文化的景観の位置付け

平成16年6月の景観法制定に併せて文化財保護法が改正され、文化的景観（同法第2条）が新設されました。同法では、都道府県または市町村の申し出に基づき、景観計画区域または景観地区内の文化的景観のうち、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定できる（同法第134条）とされています。

本計画では、この枠組みに基づき、町独自の「生活文化景観」として位置付けを行います。

ウ 生活文化景観の指定

地域景観は、単独の対象物とその周辺のみで形成されるものではなく、複数の要素が複合して成り立っています。まとまりのある風景・景観のうち、津和野を代表する集团的景観・文化的景観を、町独自の内容項目として「生活文化景観」に指定します。

■指定基準

- ア 町内の身近な文化的景観で、地域に広く親しまれているもの
- 地域の生活や生業、風土により形成され、住民にとって身近な文化的景観
- イ 地域を代表する固有の生活文化景観
- 地域の歴史や生業に根ざし、農業生産など地域景観づくりのうえで重要な象徴的景観
 - 地域の風土景観を形成するうえで重要であり、放置すると消失のおそれのある文化的景観
- ウ 歴史的景観、地域の個性的な景観に寄与するもの
- 歴史的・文化的価値が高い景観、または価値の高低にかかわらず地域の象徴的存在となっている景観
- エ 集落景観等と一体となり、総合的な景観形成に重要なもの
- 石州瓦の農村集落など、まとまりのある景観形成や総合的景観づくりに寄与する文化的景観

(4) 眺望景観指定の方針

① 眺望景観の指定

良好な景観を眺めることができる場所の確保、眺める対象としての眺望景観の保全、時空的な眺望景観の質を記録・点検する手段として、さらにはそれらを総合的に活用し、新たな津和野の魅力の発見や景観形成へと結び付ける対象として、眺望景観を指定するものとします。

なお、個々の景観の対象物については、保全建造物や保全樹木等により位置付けられるほか、周辺景観等も含まれることから、主として中景・遠景の眺望景観を対象とします。

眺望景観…良好な景観を眺望・展望できる場所及び、そこから眺められる景観について、眺望景観として指定します。

② 眺望景観に関する方針

■基本方針

- ア 目的
- 優れた眺望景観は、「津和野らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であることから、個性ある良好な都市景観の形成を図るため、これらを維持・保全するとともに、津和野の魅力やイメージの向上を目的として眺望景観を指定します。
 - 各眺望点については、今後の景観の維持管理及び創出に向け、過去・現在・将来の景観像を比較することにより、景観の質の維持状況や活動・景観の推移を点検するための指標として活用します。

イ 方針

- 基本的に、保存地区等を対象として、眺望景観の保全及び創出に関する方針を定めます。
- また、景観計画区域における優れた眺望点を選定し、各眺望点ごとに眺望景観の保全・創出の方針を定めます。なお、眺望点については、必要に応じて順次追加していくものとします。
- 指定した眺望景観については、定期的な点検を行い、時空的な景観の質を確認するための資料として活用します。
- 指定した眺望景観については、「津和野景観 100 選」への選定や観光眺望点の整備等、津和野町の魅力ある景観資源としての活用を図ります。
- 誇りある津和野らしい個性的な景観については、「日本のふるさと」としての津和野観光の理念を創出する新たな観光資源・景観資源として活用します。

■ 指定基準

ア 見通し景観の優れた景観と眺望点

- ながめの良い場所及び眺望点と、その眺望景観
- 高所からの優れた景観が望まれる眺望点と俯瞰景観
- 町並みや辻等、見通しのきく眺望点において、優れた景観として見上げる景観（仰角景観）や見通し景観が形成されている場所

イ 地域の個性的な景観と眺望点

- 地域を代表する眺望景観及びその眺望点

ウ 人々に親しまれている景観と眺望点

- 住民が日常的に眺めることができる眺望景観及びその眺望点
- 地域観光の拠点の一つとして活用可能な眺望景観及び眺望点

エ 総合的なまとまりのある景観と眺望点

- 中景・遠景として優れた景観を眺望できる場所、及び一体的なまとまりを有する眺望景観

2. 重要公共施設

(1) 重要公共施設の指定

道路、河川、都市公園、自然公園等に関わる公共施設（特定公共施設）のうち、良好な景観の形成において重要な役割を果たす公共施設について、「重要公共施設」として指定します。

重要公共施設…津和野町独自の内容事項として景観形成上調整が必要と思われる公共施設を「重要公共施設」として指定します。

*津和野町、住民・町民、関係公共機関等が、景観形成上重要と認める項目を指定し、今後の整備等にあって調整を推進していくものとします。

(2) 重要公共施設に関する方針

① 基本方針

ア 目的

- 景観計画に関わる公共施設整備に関する基準を定めることを目的とします。
- 津和野町の主要な幹線道路をはじめとする道路景観軸や河川景観軸、歴史・文化・自然景観が位置する保存地区等、景観形成に影響を与える公共施設の整備について基準を設けるとともに、関係者間の調整を図ります。

イ 方針

- 重要公共施設の整備にあたっては、住民、事業者、行政、関係機関が参加する調整・協議の場を設け、協働による景観づくりを推進します。
- 協議・調整の方法やルールの整備を図り、円滑かつ質の高い景観形成を目指します。

② 指定基準

ア 主要な景観軸内及び沿道地区の公共施設

主要な河川や幹線道路など、周辺に良好な景観が広がる主要な景観軸内及び沿道地区に位置する道路・河川等の公共施設を対象とします。

- これらの公共施設の占用及び利用に関する設置基準
 - これらの公共施設の整備等（*）に関する関係機関との協議・調整
- *橋梁等の塗替えや形状変更など、維持管理時における変更事項の調整を含みます。

イ 良好な景観形成が期待される地区の公共施設

景観計画により良好な景観形成が期待される地区における公共施設を対象とします。

- これらの公共施設の占用及び利用に関する設置基準

- これらの公共施設の整備に関する関係機関との協議・調整
- ウ その他の指定

場所や位置が景観形成上重要なもの、繰り返しまたは時間的に連続して設置・整備されるもの、設置量が多いもの、大規模なもの、長期にわたる占用施設等については、整備や管理状況に応じた調整を検討します。

③ 許可基準

良好な景観形成を図る観点から、景観計画において、各施設に関わる許可基準を定めることができます。基本的に、次の公共施設等について検討します。

ア 公共施設の占用・利用等に関する許可基準

- 道路の占用許可（道路上空占用、道路空間占用等）
架線（電力、CATV、有線等）、電柱、電力施設等
信号機、看板・サインその他表示物等の工作物
- 河川の占用許可
河川・水路等の占用（水路の蓋掛け、水路用水の引き込み等）
- 土石等の採取
- 工作物等の新設許可
- 公園管理者が行う公園施設の設置

イ 公的施設の整備等に関する関係機関との協議・調整

- 公共的設備の整備に関する協議・調整
電線・ケーブル（CATV、有線、電話線等）、電柱等の設置
携帯電話中継設備、アンテナ設備等の設置
- 主要な道路施設・河川施設等の整備に関する協議・調整
景観軸や環境形成地区内及びその周辺における公共施設
・主要な橋梁、トンネル、道路構造物（ガードレール、擁壁、標識等）
・主要な河川の護岸構造、堰、橋梁等



第7章 今後の景観づくりの取り組み

(1) 景観計画策定後の景観に関わる取組の状況

津和野町では、景観計画策定以降、町全域を対象とした景観形成の取組を進めてきました。特に、殿町通り周辺をはじめとする歴史的景観が残る地区においては、建築物の形態・意匠・色彩等に関する景観形成基準を定め、建築行為等に対する届出・事前協議制度を通じて、町並み景観の維持・誘導を図ってきました。

また、公共施設や道路等の整備にあたっては、舗装材や工作物の意匠に配慮するなど、周辺景観との調和を重視した修景が行われてきました。

(2) 取組の成果

これらの取組により、殿町通り周辺を中心に、歴史的な町並み景観の連続性や統一感が維持され、無秩序な建築行為や過度な広告物の設置が抑制されるなど、景観水準の確保に一定の成果を上げてきました。

また、津和野町の景観は、観光資源としての価値を有するものとして評価されており、町のイメージ形成や観光振興に寄与しています。加えて、建築行為等に際して景観への配慮を行う意識が、住民や事業者の間で徐々に共有されてきた点も、成果の一つとして挙げられます。

(3) 顕在化してきた課題

一方で、景観計画の運用を継続する中で、いくつかの課題も明らかになっています。

人口減少や高齢化の進行に伴い、建築物の維持管理や修景に係る負担が増大しており、空き家・空き店舗の増加が景観形成上の課題として顕在化しています。また、景観形成基準が建築コストや利活用上の制約として受け止められる場合もあり、生活や経済活動との両立に配慮した運用が求められています。

さらに、津和野町の景観を形成するうえで重要な田園景観についても、荒廃農地の増加が課題として顕在化しています。

加えて、重点的に景観形成を図ってきた地区と、それ以外の地域との間で、景観に対する意識や取組状況に差が見られることから、地域の実情に応じた運用が求められます。

(4) 今後の景観まちづくりの方向性

今後の景観まちづくりにおいては、これまでの取組を踏まえ、景観を「守る」ことに加え、「活かす」という視点を取り入れた取組へと発展させていくことが重要です。

空き家・空き店舗等を地域の景観資源として捉え、利活用や再生を促進する仕組みづくりを進めるとともに、住民・事業者・来訪者など、多様な主体が景観づくりに関われる体制の構築を図ります。

また、景観形成基準については、その趣旨や考え方を丁寧に共有しながら、地域特性や建築行為の内容に応じた柔軟な運用を行うことが求められます。観光景観のみならず、日常の暮らしの中で形成される景観も含め、津和野町全体としての魅力的な景観形成を目指します。

1. 住民・事業者・行政および関係者の連携協働による景観づくり

(1) 住民・事業者・関連団体・行政の参加と連携・協働の景観づくり

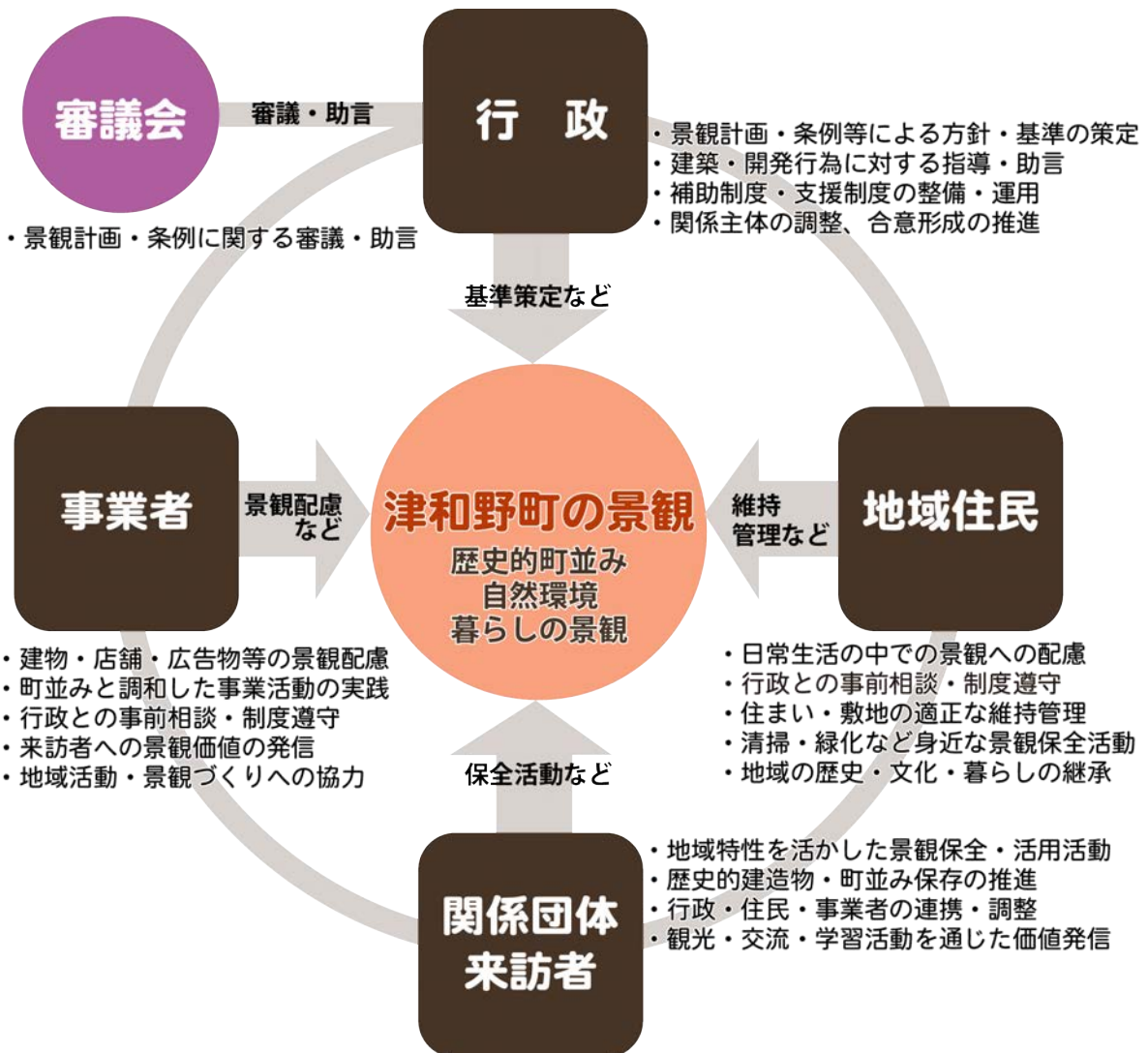
良好な景観づくりを進めていくためには、行政の取組だけでなく、住民や事業者、関係団体の理解と協力、主体的な参画が不可欠です。

日常の暮らしの中で、住民一人ひとりが身近な景観づくりに気軽に関わり、地区や地域の景観を育てていくことが、良好な景観形成の基礎となります。

津和野町の景観は、いずれか一つの主体のみで守り、育てていくことはできません。

行政、地域住民、団体、事業者がそれぞれの役割を理解し、相互に尊重しながら連携・協働することで、津和野らしい景観の維持・形成が可能となります。

町は、このような協働のもと、将来世代に誇ることのできる景観を継承していくことを目指します。



■ 総合的な推進体制の構築

(2) 行政（津和野町）の役割

津和野町は、景観行政団体として、良好な景観形成を総合的・計画的に推進する責務を担います。

- 景観計画や景観条例等に基づき、景観形成の方針や基準を明確に示す
- 建築行為や開発行為に対する事前相談や届出制度を適切に運用し、景観への配慮を促す
- 伝統的建造物群保存地区、日本遺産など、地域資源と連動した景観施策を推進する
- 補助制度や支援制度を活用し、町並み修景や景観配慮型整備を支援する
- 住民・事業者・関係団体との対話を重視し、合意形成を図りながら景観づくりを進める
- 景観に関する情報提供、啓発活動、担い手育成を行う

(3) 地域住民の役割

地域住民は、日常生活を通じて景観を支える最も身近な担い手であり、主体的な関与が求められます。

- 自らの住まいや敷地、身の回りの環境が景観の一部であることを認識する
- 景観計画や関係制度を理解し、行政との事前相談を行う
- 建物の修繕や改修、工作物の設置等において、周囲の景観との調和に配慮する
- 清掃や緑化、身近な景観の保全活動に積極的に取り組む
- 地域の歴史や文化、暮らしの知恵を次世代へ継承する

(4) 地域団体・関係団体の役割

自治会、保存団体、観光・文化団体、NPO等の地域団体は、景観を守り育てるための中核的な役割を担います。

- 地域特性を活かした景観保全や活用活動の企画・実践
- 伝統的建造物や歴史的景観の保存・活用に関する活動の推進
- 行政、住民、事業者をつなぐ調整役としての役割
- 景観資源を活かした交流・観光・教育活動の展開
- 地域内外への情報発信や啓発活動

(5) 事業者の役割

町内で事業を営む事業者は、経済活動と景観保全の両立を図る重要な主体となります。

- 店舗・事業所・広告物等の設置において、町並みや周辺環境との調和に配慮する
- 歴史的建造物や既存資源を活かした事業展開を検討する
- 景観計画や関係制度を理解し、行政との事前相談を行う
- 来訪者に対して津和野町の景観や文化の価値を伝える役割を担う
- 地域活動や景観づくりへの協力・参画

2. 事業の推進体制

(1) 景観行政関係課と役割

津和野町の景観行政は、特定の一課のみで完結するものではなく、景観を「守る」「活かす」「支える」各分野の所管課がそれぞれの役割を分担し、相互に連携することで成り立っています。

町は、関係各課が緊密に連携しながら、地域住民や事業者、関係団体と協働し、津和野らしい景観の維持、形成を総合的に推進していきます。

■庁内関係課と役割

部 署	役 割
商工観光課	【景観行政の中核】 <ul style="list-style-type: none">● 景観計画、景観条例の策定および運用● 景観法に基づく届出、事前協議、指導● 建築行為や開発行為に対する景観配慮の誘導● 景観審議会等の運営● 他課、関係機関との総合調整 【景観の活用・発信】 <ul style="list-style-type: none">● 日本遺産を活用した景観資源の活用推進● 観光振興と調和した景観形成● 観光施設・案内サイン等における景観配慮● 事業者・観光団体との連携調整
教育委員会	【歴史的景観の保全】 <ul style="list-style-type: none">● 伝統的建造物群保存地区の保存、活用● 文化財保護法に基づく建造物や史跡等の保護● 修理・修景事業への指導、助言● 歴史文化資源を活かした景観形成の推進
農林課	【農地・里山景観の保全】 <ul style="list-style-type: none">● 農地、農村集落景観の維持と管理● 耕作放棄地対策と景観保全の両立● 農業振興施策と調和した景観形成● 中山間地域の景観維持への支援
つわの暮らし推進課 建設課	【生活景観の維持】 <ul style="list-style-type: none">● 空家等対策計画に基づく空き家対策● 危険空家・老朽建築物への対応● 住環境の改善と景観悪化の防止● 地域住民や自治会との連携

(2) 景観審議会

景観行政を推進するにあたり、町は、町民や各種団体等の代表、建築・都市計画・景観分野の専門家や学識経験者などで構成する景観審議会を設置します。

景観審議会は、景観計画や景観条例に基づく施策の推進に関して、専門的かつ多様な立場から意見を聴取するための機関として位置づけます。

本審議会では、景観計画の策定および見直し、景観形成に関する重要な事項、建築行為や開発行為に関する景観上の課題などについて審議を行い、その意見を町の景観づくりに反映させていきます。

また、町民や関係主体の視点を取り入れることで、地域の実情に即した、合意形成に基づく景観行政の推進を図ります。

町は、景観審議会での議論を尊重しながら、良好な景観の維持・形成に向けた施策を総合的に進めていきます。

津和野町景観計画

発行元	津和野町 商工観光課
住所	〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田口64-6
電話	0856-72-0652

